

平成 22 年 4 月 23 日
年金局企業年金国民年金基金課

厚年記録統合と厚生年金基金への影響について

- 厚生年金基金は、自らが管理している加入員記録に基づいて掛金を徴収し、掛金に応じて給付する仕組みとなっているため、国の記録が訂正された（あるいは訂正されなかった）ことにより、自動的に厚生年金基金の記録及び給付が変更される仕組みとはなっていません。
- 基金加入者に係る国の記録が訂正された場合は、厚生年金基金に対してその旨の情報提供がされ、厚生年金基金において事実確認のうえ、誤りがあれば厚生年金基金の記録を訂正しているところです。
- 見つかった厚年記録を統合すれば年金額が減額になるケースであっても、ご本人が自己の記録と認めず記録統合は必要ないとした場合には、国の年金額の減額は生じず、厚生年金基金の記録にも何ら影響はありません。
- なお、ご本人が自己の記録と認め厚年記録を統合し、国の年金額が減額になると想定される以下のケースについては、厚生年金基金への影響は下表のとおりと考えています。

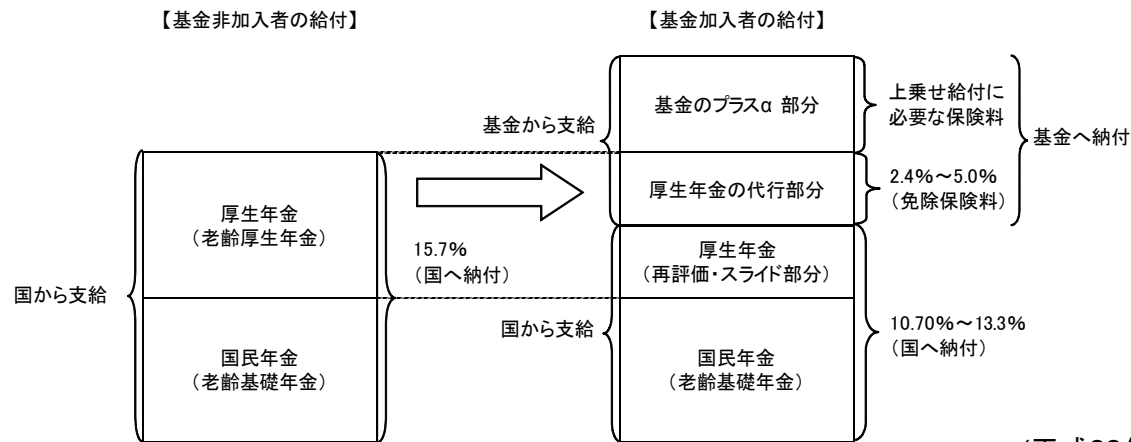
項番	国の年金額が減額になる事例	国が減額になることによる厚生年金基金への影響
1	国民年金の 5 年年金などの受給者に、過去の厚年記録が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される	国年記録の取消により、基金の減額が生じることは想定できない。
2	過去の国年被保険者期間と重複して、通算対象期間とならない 1 年未満の厚年被保険者期間が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される	国年記録の取消により、基金の減額が生じることは想定できない。
3	4 種被保険者期間を有している方に、過去の年金記録が見つかり、当該被保険者期間が取り消される	厚年記録の第 4 種記録の取消により、基金の減額が生じることは想定できない。
4	配偶者の厚生年金記録判明により、配偶者加給年金や振替加算の支給がなくなる	基金は、加給年金・振替加算を代行しているものでないため、基金への影響は想定できない。
5	障害・遺族厚生年金について、過去の厚生年金記録が判明し、平均標準報酬が下がる	基金は、障害・遺族年金を代行しているものでないため、基金への影響は想定できない。
6	昭和 32 年 10 月前のみなし期間がある方に過去の厚年記録が判明し、平均標準報酬が下がる	みなし期間は基金制度創設（昭和 41 年）前の話であるため、基金の減額が生じることは想定できない。

厚生年金基金制度の概要

○ 企業の事業主が公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乘せ給付を併せて支給する制度として昭和41年に創設。

<給付>

- 厚生年金基金は、老齢厚生年金の賃金再評価、物価スライド、マクロ経済スライド部分を除いた部分を代行する(代行給付)。
- 併せて上乘せ給付(代行部分の5割以上(※)の給付)を支給。
(※)平成17年3月以前に設立した厚生年金基金については1割以上。
- 上乘せ部分についてのみ年金給付・一時金給付の選択可



(平成22年2月現在)

<掛金>

- 事業主は加入員・事業主負担分の掛金を基金へ納付する。
- 事業主は、代行部分に見合う保険料(免除保険料)の国への納付を免除される。

<財政>

- 基金の財政方式は、将来の年金給付に必要な資金を給付事由が発生するまでに積み立てるという事前積立方式である。